

第2回 滋賀県特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日 時 : 令和元年9月4日(水) 12:30~14:00
- 2 場 所 : 滋賀県大津合同庁舎7階 7-A会議室
- 3 議 題 : 知事および副知事の給料について、知事および副知事の退職手当について、議長の議員報酬について、副議長および議員の議員報酬について、答申内容について
- 4 出席委員 : 井門一美、市村あつ、鶴飼淳子、柿迫博、山本久子(五十音順、敬称略)
委員6名中5名出席(秋月謙吾委員欠席)
- 5 資 料 : 令和元年度 第2回滋賀県特別職報酬等審議会 資料

6 会議概要 :

(1) 委員の出欠および審議会成立の確認

事務局 : 秋月会長におかれましては、御体調を崩されまして、本日の審議会の御欠席と審議事項にかかります当審議会への一任の御連絡を頂戴いたしました。

つきましては、本日の会長の職務につきましては、審議会規則第2条第4項の規定に基づきまして、会長の職務代理者でおられます、井門委員にお願いしたいと思っております。

なお、本日の審議会でございますが、5名の委員の皆さまのご出席をいただいておりますので、規則に定めます定足数に足りることを報告いたします。

会長代理 : 秋月会長が体調を壊され欠席されておられます。会長代理に選任いただいておりますので、本日の議事を会長に代わり進めさせていただきます。ご協力の程お願いいたします。

(2) 審議

<事務局が「令和元年度 第2回滋賀県特別職報酬等審議会 資料」を説明しました。>

<質疑および意見>

会長代理 : 前回の審議会で、知事および副知事の給料月額については現行と同額とするということで一応の決定いただきましたが、この点について何かご意見はございますでしょうか。

A委員 : 資料の1ページによると、一般職の改定状況を指標としているところが多いということもあるので、滋賀県も考慮した方がよいのではないかと思います。そうすると案②ですね。1万円アップですけれども。

会長代理 : 一般職の状況を参考にして報酬を上げてはどうかという意見が出ましたが、この件につき何かご意見ありますか。B委員いかがですか。

B委員 : 資料の1ページでは、一般職については指標として検討しているということが書かれていると思うんですけども、資料として一応検討しているという意味だと思うので、あえて給料を上げるほどではないのかなと思っております。

C委員 : 特別職の給料なので、一般職を考慮しなくてもよいんじゃないかと思います。4年ごとに選挙で選ばれることですし、前回の据え置きという結論がだいたい出たと思うんです。なので、前回の結論を尊重したらよいのではないのでしょうか。

- D委員： 前回資料の18ページで、一般職の給料は毎年改定していますがけれども、前回に据え置きということでもとまったと思いますので、案①でよいと思います。
- 会長代理： A委員いかがですか。
- A委員： 案①でよいと思います。
- 会長代理： それでは、知事・副知事の給料月額につきましては、前回決議いたしました現行の額を維持するという形で案①と決定させていただきます。
- それでは、2番目の議題、知事と副知事の退職手当についてご審議をお願いいたします。前回会議で県側から提示いただいた資料は、退職手当のみの同規模の団体との比較でしたが、今会議では1期4年の総収入での比較、すなわち、給料と期末手当と退職手当で、人口規模・財政規模の同規模団体と比べさせていただきたいと思います。
- 同規模団体と比較すると、知事は4年間で約300万円、副知事で約200万円多いという数字が出ています。こうした比較を加味したうえで、退職手当についてどのように考えるかということをご審議いただきたいと思います。現行額は、知事で約3,500万円、副知事で約1,900万円となっております。
- D委員いかがですか。
- D委員： 同規模の団体と比べると、滋賀県は高いということですね。そうすると、給料と同じように考えれば、少し高いかなという結論が出てくるかなと思いますが、他と同等になるように検討されてはどうかと思います。案②がよいと思います。
- C委員： なぜ案①と案②で3%の差が出るのですか。
- 事務局： 案②につきましては、総収入ですので、給料と期末手当を入れまして計算しておりますので、大きくはボーナスの差が表れてきているものです。
- C委員： 案①の備考欄に「前回の改定方法」とありますよね。前回の改定は、案①の方法でされたということですか。ボーナスが入らない額で。
- 事務局： 退職手当のみで、それぞれ知事・副知事の平均と合わせたものです。
- C委員： 国体の開催で各種団体への補助金をこれだけ切り詰めるなら、身を切る覚悟で、その姿勢を見せていただきたい、やっぱり身を切っていただきたいです。知事の頑張っている姿もよくわかるんですけど。
- ボーナスを含む・含まないはちょっとわからないんですけども、前回の改定方法でいくなれば、類似団体の平均額との均衡を取っていく案①がよいと思います。
- 会長代理： B委員いかがですか。
- B委員： 現行のままでよいと思います。1つの団体が均衡を取ると、また別の団体が均衡を取りに行くと、1つ動くと他のところも動いてしまうことになるので、必ずしも平均に縛られる必要はないと思います。
- 国体でいえば、文化とスポーツは支援が必要なものだと思っているので、そのために知事や議員が身を切るというのは今一つ理解できないところで、むしろ国体のためにすごくご苦労されている部分もあると思うので、引き下げに必ずしも作用しないのかなと思っています。
- 前回改定からまだ4年しか経っていないというのもあって、前回かなり大幅に引き下げて、あまり細々と変えるものではないというのは、前回秋月会長もおつ

しゃっていて、私も同感でして、慎重に考えていかなきゃいけないと思います。

あえて下げるほどでもないということで、今回は現行のままでいいのかなと思っています。

A委員： 今の意見を聞いて、そうかなと思いました。4年前に改定されているということで、この4年間でさらに下げる理由はないのかなと思いますが、ただ、類似団体と比べると滋賀県は多いということですよ、結果的に。退職手当単体で見ても多いですし、年収で見ても多いということなので、今後見直しは必要だとは思いますが、あんまり変えすぎるものではないという気はします。4年間で1億2千万円の人の200万円は大したことないでしょうし、4年前に変えたところというのが一番大きな理由です。どのようなサイクルで変えていくのが適切なのかはわからないですけども。

会長代理： D委員は下げるべきとのご意見でしたが、他の委員の方のご意見をお聞きしお考えに変わりはありませんか。

D委員： 給料を平均で考えたら、退職手当も平均で考えたらどうでしょうか。それも、給料も総額で考えたから、退職手当も総額で考えたらどうかというふうに考えて案②と言ったんですけども。

C委員： 資料の1ページで、毎年審議会をやっているところがありますよね。

事務局： やっている所に矢印を記載してあります。

C委員： 4年というと大きいですよ。十年ひと昔というぐらいで、たった4年という見方と、4年経ったという見方があると思うんですけども、毎年やっているところもあるんだったら、類似団体との比較で見たらどうでしょうか。

会長代理： 知事の資質、行動なり活動なりが疑問視されることがあるとすれば報酬を下げることは必要であると思います。知事の給料や退職手当を下げるというのは、国内経済が大幅に収縮して過去に比べ県財政が非常に厳しくなるとか、不況により世の中の給与等が下がっていく事態や、わが県を代表する知事としてふさわしくない人格・資質・行動があるとか、また、過去の知事と比べてその政策能力が劣る等、何かの理由があった時は報酬を下げればよいように思います。

現在の三日月知事は各界のいろんな人たちのまずは意見を聞くという姿勢を持たれており、それら意見や要望を積極的に取り入れ県政に反映されておられ、滋賀県が誇れる知事であると感じています。

例えば、近隣の奈良県が人口規模も財政規模も類似していますが、奈良県と比べて知事の収入は1期4年間で比較すると滋賀県は低い状態です。滋賀県知事が奈良県知事に何か政策的に劣っているのかというと、決してそうではないなと思います。奈良県は結構観光収入が多いと思いますが、滋賀県は奈良県に比べれば観光面では弱いと思いますが、滋賀県は経済活動等の政策により奈良県以上の経済規模になっていると私は思います。

そういった意味において、滋賀県知事は類似団体の中間値でなければいけないということではないと思います。同じ財政規模のトップランナーでもよいのではないかという気持ちが個人としてはあります。企業なら、頑張っている会社の社長の給料が高いのは当たり前の話です。知事は民間企業のトップではありませんが、同規模の団体のちょうど中間で決まるというのは少し不公平だと感じます。

一委員として意見を述べさせてもらうならば、奈良県と比べて見劣るかという

と、奈良県のごことは細かなことは良く分かりませんが、決してそうではないと思います。知事も職員も頑張って頂いていると感じているので、わざわざ下げないといけないのか少し疑問に感じます。

民間企業は人手不足が続いており、人材確保のために給料を上げている状況下で、知事だけ下げるのはどうなのかと感じます。

A委員： 退職手当はシステムで決まっているんでね。制度としてあるわけですよ。他府県でも諮問対象外と書いてあるように、別に審議すらしていないところも多いわけですよ。だから、下げるのは違うかもわからないですね。毎年審議会をしたら、毎年議会にかけないといけないわけですよ。

B委員： 毎年やっているといっても、下げではなく毎年上げているところもあるんですよ。そういう中で、下げる必要もないのかなと。

会長代理： 横並びや上げているところもありますね。この資料の中では下げているのは岩手県と滋賀県ぐらいですね。

引き下げの理由として、一部の意見として、国体の開催による多額の出費等のお話もありますが、それは知事の失政ではなく、三日月知事の時にたまたま国体が滋賀に回ってきただけで、それにより、知事の給料を減らしたりする必要はないと思います。逆に通常の業務にさらに国体開催の業務が上乗せになり気苦労が多いと思います。わざわざ下げざるを得ない状況なのか、私は少し理解に苦しむところです。

C委員： 具体的に頑張っておられるのは知事だけじゃないんですよ。みんな身を切りつつ、国体やら植樹祭やらに向けて皆さん頑張っておられる。そんな中で、知事が頑張っていないということはないんですけどね、やはりそういう状況の中だと、滋賀県は知事まで協力しているんだという姿でいいんじゃないかと思えますけど。

何も非があるわけじゃない、頑張っておられるのは分かるんですけど、特別職の報酬というのは頑張っているからといって上げるものでもないし頑張っていないからといって下げるものでもない。財政状況や緊急の課題とかそういうものを見たうえで特別職の報酬というのは決めていくべきではないかなと思っているので。

なので、ちょっとやっぱり今、59%を57%や55%に下げるのはあってもいいんじゃないかと思えます。県民の気持ちとしては何か。

D委員： 皆様のご意見をお聞きして、数字とか割合だけでは計り切れないというのも審議会であるべきだと思うので、ちょっとそっちの方に考えて発言しましたけれども、知事には現在何か非が全くないわけなので、皆様現行でということで納得しました。

数学的にやるんだったら平均かなと考えてしまったんですけど、そうではない色々な、知事の働きではないですけど、県民が感じている色々なことも考えて、トラブルがあるわけでもないんで、それでいうと減額の必要はないかなと。

会長代理： 今までのご意見を総合すると、4名の委員のうち3名は現行額でいいのではないかというお考えで、C委員は、理解するけれども納得できないが、みんなが決めるならそれでもいいですよというふうに解釈してよろしいでしょうか。

C委員： 4年ごとにもらわれるわけですからね、また次の4年後に60%に上げてもいい

わけですしと思ったりはしますけれども、大丈夫です。

事務局： 資料の見方について補足ですが、1 ページの一番右で「退職手当の改定方法」というところで丸印を付けてございます。その左に矢印があって、この矢印は給料の方の改定の上げ・下げ・据え置きを示したもので、退職手当の上げ下げについてはこの矢印には反映してございません。

退職手当でいきますと、丸印が入っているところだと、鳥取県が上げているのと、宮崎県が据え置き。他のところは下げということで、給料の方の決定と異なる場合がありますので。

会長代理： 全国的な趨勢はどうですか。

事務局： 前回審議会を開催した平成 27 年度から比べますと、下がっている方が多いと思われま。客観的な事実としてですけれども。

会長代理： A 委員はいかがですか。

A 委員： 矢印については理解していますし、そもそも諮問対象外が多いですから、おそらくそこはデジタルで決めているわけですよ。それ以外決めようがありませんので。やるとしたら比率を変えるしかないんで、それを下げるだけの理由がないということですよ。皆さんの意見は。それでいいと思います。

会長代理： B 委員の意見も現行でどうかということで解釈してよろしいですか。

B 委員： はい。

会長代理： D 委員も現行でいかがかという意見でよろしいでしょうか。

D 委員： はい。

会長代理： C 委員は、いかがでしょうか。

C 委員： 今話を聞いたら、下げてるんだという気がしましたので。退職手当については、大阪府は 0 ですよ。給料で平均を取っているのかと思ったら、やっぱり総額は少ないんですよ。

会長代理： 大阪府は特殊事情があったような気がしますが、事務局で説明できますか。

事務局： 大阪府の場合は、民間企業が役員に対しては退職手当よりも通常の報酬に振り替えるという趨勢を酌んでそういうやり方になっているというのと、金額についてもあまり大きくならないように民間の役員の退職手当を見にいて決めたと聞いております。

C 委員： 給料は据え置きが多いですけど、退職手当は平成 27 年度に比べると下がっているとおっしゃいましたよね。そのパーセントはわかりますか。平均で。

事務局： 下がったところだけの平均というのはないんですけども、前回の資料の 14 ページを見ていただきますと、知事の退職手当の前回改定した平成 27 年 8 月 1 日現在と平成 31 年 4 月 1 日現在を比較した表になっておりまして、全体としてどうかということであればその平均のところ、57.2%から 55.5%、1.7%ですけども。中には上がっているところもあれば、大阪のように 0 になっているところもありますので、単純な平均がどうかというのはありますけれども、一団体ずつ横に見ていただければ上げているところ下げているところをご確認いただけるかと。

C 委員： 多数決で結構です。私はあくまでも納得がいきません。でもどこかでラインを決めないとしたたないので。

会長代理： 多少疑問は残るものの、まあ現状維持でもいいですよという解釈でよろしいの

でしょうか。

C委員：

現状維持は楽なんです。何をするときにおいても。

滋賀県の行政においても経営努力はいると思うんです。例えば、退職手当ぐらいい率は率を引き下げたり経営努力はすべきじゃないかと。知事の仕事の量とかではなくて、滋賀県も経営をしないとだめなので、財政がうまくいっているというものの、お金がないという状況なら退職手当のパーセンテージぐらいいは減らしてもいいんじゃないかと思ったりはします。100万円や200万円の話ですけど、経営努力というのは積み重ねなので、職員の給料を減らすとかちょっとした積み重ねで財政、経営というのはできていくと思うので。

それでも現状維持というなら、現状維持で結構です。

会長代理：

確かに現状維持というのは楽な討議なのかもしれませんが。しかし、減額するというのであればそれなりの必然的な理由が必要であると思います。知事部局の大きなミスがあったり、財政悪化があったなら、トップである知事が責任を持たなくてはいけないと思います。逆に、今、滋賀県の歳入、歳出を見ても良くなっているように感じます。良い方向に向いているのに、下げるのはなぜだろうと疑問が残ります。

経営努力は、知事だけでなく県職員全員が取り組まなければならない問題です。財政悪化が著しい時は知事を筆頭に県職員全員の給料をカットするのは当たり前のことだと思います。

C委員：

他の審議会で聞きましたが、環境学習船の予算すら取れないという話なんですよ。それっておかしいんじゃないですかと私は言ったんです。滋賀県で琵琶湖を守るためのお金をつぎ込まないといけないのに、他のところはカットしていてもいいけれども、琵琶湖を守るための予算までカットするのはおかしいんじゃないですかという意見を私は言って。だから財政がうまくいっているとは思えない。

会長代理：

知事としては県政全体をやっていかなければならないと思います。琵琶湖を守ることは過去からの滋賀県政の重要な政策の柱であることは間違いないと思います。一言で環境と言っても一つの事業だけではないと思います。過去必要であった、また、ほぼ目標に達した事業を見直し、時代とともに変化した新たな必要な分野に予算配分していくのが知事の仕事ではないかとも思います。そうでなければ財政は破綻してしまうのではないかと思います。

C委員：

でも、琵琶湖を守るというのは滋賀県の大きいウェイトを占めているところなので、そこの予算をカットして最新の設備が揃えられないとかそういう話ばかり出るんです。お金の使い方が違うんじゃないですかと言っているんですけど。

やっぱり大事なところにはお金を入れて、切ってもいいなというところは切っても仕方ないと思うんですけども、ちょっと身を削っていただくというのにも必要なこと。それぐらいいの意見ですけど。

会長代理：

現在の三日月知事は琵琶湖の環境を守り抜く意思を無論お持ちで、さらに一歩進んで新たな観点で健康というキーワードで琵琶湖や県全体の自然環境の健康に力を注がれていると思います。決して琵琶湖の環境を切り捨てられているわけではないと思います。しかし、時代とともに変化した諸課題に即応していかなければならない分野や新たな環境視点に立った事業にも立ち向かっていかなければな

らないと思います。ご不満は、予算の分配の方法ではないかと思います。新たに対応しなくてはならない事項や将来のために必要な新たな分野が出てきたら、収入が同じなら、どこかを減らしてどこかを増やすしか方法がないのではないかと思います。知事の県政の経営は、そのようなバランスを取るのが一つの仕事ではないかと思います。その過程において予算や補助金があったものが減額された場合、当然、不満が残ることは十分理解できますが。

C委員： 59%の現状維持でいってください。

会長代理： 各委員の意見も出尽くしたように思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

では、知事ならびに副知事の退職手当について、審議過程におき減額の意見はあったものの最終、現状維持との意見をいただきましたので据え置きで決定いたします。

それでは、議長、副議長、議員の報酬についての審議に入らせていただきます。

B委員： 現行でいいかなと思いますが。

一つ教えていただきたいんですが、副議長特有の仕事はどういうものがありますか。

事務局： 副議長はあくまで議長の代理になりますので、議長に何かあれば副議長が議会を代表してその職務に当たるという形にはなります。特有という、全く違うというのはあまりないかと思いますが、あくまでも議長代理としての職務になると思います。

B委員： 一般の議員よりもプラスアルファの準備などがあるわけではないんですか。

事務局： 議長の代理ということで、議長もいろんな公務があります、議会の代表者でございまして。いろんなところに呼ばれたり、会合などに行かれますので、その時に議長の都合が悪ければ、副議長が行くという形にもなりますし、議会の本会議などでも議長に代わってすることもございます。そのあたりで議員とは違うところが出てきます。

B委員： ありがとうございます。

現行でいいかなと思います。

会長代理： A委員はいかがでしょう。

A委員： 現行で。

会長代理： C委員はいかがでしょう。

A委員： 現行で。

会長代理： D委員はいかがですか。

A委員： 現行で。

会長代理： それでは、全員一致して現行ということでしたので、議長、副議長、議員すべて現状据置きと決定いたします。

今回の審議ならびに決定を受けまして、知事に答申書を出す必要がありますが、答申書の内容をご確認いただき、委員の方のご承認を頂けるのであれば、当審議会はこの2回目の審議会で終了させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局： 10分ほどいただいて、今の決定事項を踏まえた素案をお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

会長代理： 皆さんよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

会長代理： では、答申書の素案ができましたら、皆さんで最終討議して確認・承認いただきたいと思います。本日、ご承認いただけた場合、当審議会は本日で終了させていただきたいと思います。

事務局： 会長または会長代理に文言等最終ご確認いただきまして、決定ということに。

会長代理： 審議会は今回で終了ということでよろしいですね。

事務局： そうです。

<休憩>

会長代理： それでは、滋賀県知事に提出する当会の決定した内容を、答申書素案として作成いただきました。この内容でよいかどうかご審議いただきたいと思います。

<事務局が答申書案について説明しました。>

会長代理： 答申書の各役職の記載順番はこの並び方で良いのですか。当審議会は記載順序ではなくまず知事の報酬から審議を始めていますが。

事務局： 諮問をさせていただいた順番がこの順番ですので。

会長代理： 他に答申書案に対してご質問や意見はございますでしょうか。

C委員： 諮問書のとおりの順でないのだめなんですか。

知事と副知事の給料が現状維持になったから、退職手当も現状維持になったから、議員報酬も現状維持という流れだったと思うんですけど、諮問書の順でないのだめなんですか。

考え方としては、知事の給料が1番でしたよね。審議の順ではだめなんですか。

B委員

事務局： 「審議内容」とは具体的にどういったことを書く予定ですか。

例えば、議員報酬ですと、知事の改定率と合わせるのが妥当であると判断した、というような、今回の決定の根拠としたところを記載します。

記載の順は、これでないといけないというのはないんですが、慣例でこのようにしております。

会長代理： 慣例があるかどうかよく分かりませんが、慣例もしくは審議の流れに沿って記載するべきなのか検討してください。当審議会で決定いただいたそれぞれの役職者の内容は変わることがありませんので。

「審議内容を基に記載」との表現がありますが、2回にわたって審議した内容を簡潔に書いていただきたいと思っております。

特に皆さん方の意見として記載してほしい事項があればご発言をお願いします。

(なし)

ないようでしたら、当会の審議の流れに必要な事項を基に、それぞれ議員、知事、副知事の給料と退職手当について事務局でまとめていただきたいと思います。文案がまとまりましたら、皆さん方に再びご審議いただくのは大変かと思っておりますので、内容については秋月会長、また、会長の体調により代理として私が事務局と調整させていただくことでご了解いただけますか。

各委員： 異議なし。

会長代理： 答申書をできるだけ早くまとめていただいて、当審議会の決定内容を知事の方

にいち早くお伝えしたいと思います。

本日は、秋月会長の急遽代理として、不慣れな議長で申し訳ありませんでした。皆さんから活発なご発言をいただき、またスムーズな議事進行にご協力いただき感謝申し上げます。

以上で、当審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(3) 総務部長あいさつ

閉会にあたりまして、一言御礼申し上げます。

委員の皆様には、8月21日と本日の2回と期間は短かったですが、濃密な御議論いただきまして本当にありがとうございました。また、井門会長代理には、会長の代理をしていただきまして、本当にありがとうございました。

委員からいただいた意見を踏まえまして、後日、会長から知事へ答申していただくという形にしたいと思っております。

本審議会につきましては、これが最後となりますが、今後とも本県発展のために、御理解、御協力を賜りたいと思います。本当にありがとうございました。